

飲食店
の皆様

HACCPの訪問アドバイスを 活用しませんか？

令和4年度 HACCPに沿った衛生管理導入のための訪問アドバイス事業(東京都委託事業)

令和3年6月から、原則すべての食品等事業者は「HACCPに沿った衛生管理」を行うことが義務となりました。

飲食店の皆様が、HACCPに沿った衛生管理をスムーズに導入できるよう、専門相談員がお店を訪問して
お手伝いします。

HACCPがよくわからない、始めてはみたけれどこれでよいのか自信がない…といった方は、
是非、御活用ください。

《対象施設》 飲食店・喫茶店など

- 都内のお店が対象です。
(23区、八王子市、町田市内のお店を除きます。)
- 小規模な一般飲食店向けの手引書を使用する
お店が対象となります。

先着360店
無料
事前申込制

訪問アドバイス終了後に
結果報告書をお渡しします。

HACCPに沿った衛生管理とは？

衛生管理計画の作成、記録・保管等が求められます。
飲食店の皆様は、各業界団体が作成し、厚生労働省
が確認した手引書を参考に取り組むことができます。
東京都では、小規模な一般飲食店向けの手引書に基
づく支援ツール「食品衛生管理ファイル」を作成して
おり、本事業でも活用します。

(衛生管理計画)

食品衛生管理ファイル

※この食品衛生管理ファイルは、厚生労働省ホームページに掲載されている「小規模な一般飲食事業者向けHACCPの考え方を
取り入れた衛生管理のための手引書」の内容に合致しています。

- 1 「衛生管理計画」は、定期的に内容を見直し、最新版を「記録表」と一緒に、使いやすい場所に
保管してください。
- 2 保健所から求められた場合は、「衛生管理計画」と「記録表」の両方を提示してください。

当施設では、この食品衛生管理ファイルに従って衛生管理を行います。

= 施設情報 =	
店 名	
店 舗 所 在 地	
営 業 者	
食品衛生責任者	

東京都
- 1 -

【お申込み先(受託者)】
一般社団法人東京都食品衛生協会
東京食品技術研究所
電話 03-3934-5826 (平日9時~17時)

お申込みは裏面を
お使いください。

【事業所管部署】
東京都福祉保健局健康安全部食品監視課
電話 03-5320-4475 (平日9時~17時)
東京都の案内HPはこちら

(URL)
https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/shokuhin/houmon_advice.html



お申込み宛先 FAX **03-3934-5827**

必要事項を御記入のうえ、お申込み先まで
FAXにてお送りください。

○事業の流れ

- ① 一般社団法人東京都食品衛生協会(都食協)に申込み
この用紙に記入して、FAXにてお送りください。
- ② 都食協から連絡
日程調整:担当する専門相談員がお電話します。
- ③ 「衛生管理計画」の作成をお手伝い
専門相談員がお店に伺い、調理や衛生管理のお話をお聞きしてアドバイスします。
- ④ 後日、都食協から結果報告書をお渡しします。

○御用意いただく書類

- 営業許可書(必須)
- 食品衛生責任者手帳
*または資格を示す証書類
例)調理師免許証 など
- 「食品衛生管理ファイル」
*お持ちでない場合は日程調整の際に
お知らせください。

FAX	
◆切り離さずこのままFAXでお申込みください◆	
HACCP 訪問アドバイス 申込書	
事業対象 施設住所	〒
施設名称	
担当者様 お名前	(姓) (名)
電話番号	(店舗) (携帯)
チェックを付 けて下さい	<input type="checkbox"/> 都内店舗(23区、八王子市、町田市を除く)です
技研受付 2022-A _____ No. _____	

お申込み先

〒175-0083

東京都板橋区徳丸1-19-10

一般社団法人東京都食品衛生協会

東京食品技術研究所

食品衛生コンサルタント部

担当 齊藤、田崎、村上

電話 **03-3934-5826** (平日9時~17時)

e-mail: consul@toshoku.or.jp